**平成２６年（フ）第２７７号**
相模原市緑区原宿５丁目９番15号
債務者　小柳出俊史
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２６年（フ）第２７８号**
相模原市中央区共和３丁目８番５号
債務者　佐々木　亮
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２６年（フ）第２９８号**
静岡県沼津市大塚1010番地の14　県営住宅原団地Ｈ―304
債務者　川口　郁彦
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２６年（フ）第３７号**
京都府福知山市広峯町54番地　市営広峯団地207号
債務者　尾崎美千代
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

**平成２６年（フ）第６５９号**
大阪府羽曳野市伊賀１丁目18番１―112号、前住所大阪府藤井寺市岡１丁目９番45号
債務者　平高　昇悟
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第７１５号**
堺市南区三原台３丁１番１―709号
債務者　織戸　和也
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第７５０号**
大阪府富田林市若松町５丁目14番22号101
債務者　黒木瓦商店こと　黒木　圭太
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第７７４号**
大阪府富田林市甲田６丁目６番29号109
債務者　南部　博俊
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第７８２号**
堺市西区鳳西町１丁77番地22
債務者　田中　明子（旧姓塩路）
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第８０１号**
大阪府羽曳野市伊賀３丁目15番15号
債務者　桑村まゆみ（旧姓上瀬）
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第８０９号**
大阪府柏原市法善寺２丁目12番６号
債務者　鱒　　朋美
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第８１６号**
大阪府富田林市久野喜台２丁目３番136―508号
債務者　宗田　広美
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第８３４号**
大阪府藤井寺市小山８丁目11番６号
債務者　森永　泰永
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第２３号**
和歌山県御坊市藤田町吉田254番地２　パークアルミック１棟10号
債務者　保田　直美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

**平成２６年（フ）第２７３号**
沖縄県糸満市字武富90番地
債務者　禰覇　　香
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２６年（フ）第２７４号**
沖縄県糸満市字武富90番地
債務者　禰覇やよい
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２６年（フ）第２６５号**
岩手県奥州市江刺区梁川字地蔵堂７番地５
債務者　菅野明希子
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２６年（フ）第４１１号**
神奈川県平塚市御殿３丁目18番13号　スミヨシハイツ201号
債務者　阿部　理予
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部